

沖縄県公文書館所蔵琉球政府金融検査庁文書 XVII

～琉球政府貯蓄増強運動～

小 谷 融

目次

1. 沖縄県公文書館所蔵琉球政府文書（第74巻第3号）
2. 琉球政府金融検査庁の変遷
3. 廃案となった琉球政府「証券取引及び企業会計に関する立法案」（第74巻第4号）
4. 琉球政府「証券取引法」の変遷
5. 琉球政府「公認会計士法」の変遷
6. 銀行に対する公認会計士監査制度（第74巻第5号）
7. 銀行に対する公認会計士監査の実態
8. 公認会計士法における日本公認会計士の実態（第74巻第6号）
9. 外資導入免許制度における外国公認会計士
10. 琉球政府「銀行法」の変遷（第75巻第1号）
11. 琉球政府「相互銀行法」の変遷（第75巻第2号）
12. 琉球政府「無盡業法」の変遷
13. 模合の規制法規（琉球政府「貸金業等取締法」ほか）（第75巻第3号）
14. 琉球政府「協同組合法」の変遷（第75巻第4号）
15. 琉球政府「信用金庫法」の変遷
16. 琉球政府が認可した信託会社（第75巻第5号）
17. 琉球政府「労働金庫法」の変遷（第75巻第6号）
18. 琉球政府「信用保証協会法」の変遷
19. 審議未了となった琉球政府「銀行法案」（第76巻第1号）
20. 琉球政府「移民金庫法」の変遷と移民金庫の財務状況（第76巻第2号）
21. 琉球政府「琉球海外移住公社法」の変遷と琉球海外移住公社の財務状況
22. アメリカン・エクスプレス銀行の外資導入免許（第76巻第3号）
23. バンク・オブ・アメリカの外資導入免許（第76巻第4号）
24. 琉球政府「財政投融资」と「資金運用部資金法」等の変遷（第76巻第5号）
25. 政治的圧力との抗争－沖縄中部銀行仮免許－（第76巻第6号）
26. 琉球政府貯蓄増強運動（第77巻第1号）

26. 琉球政府貯蓄増強運動

1964年から1966年の2年間にわたり琉球政府金融検査部に勤務した新垣幸子の「ダンボール箱に詰められた貯蓄運動」と題する思い出の記録が次のとおり八一会編『琉球政府金融検査庁－回顧録－』に掲載されている。

『新垣さん これどうしますか 捨ててもいいですか?』県の新庁舎¹⁾への移転を目前に、不要なものは整理しようと始まった倉庫の大掃除の時のことです。それは倉庫の一番上の奥の棚から引っ張り出された『琉政時代貯蓄関係書類』と張り紙されたダンボール箱で、中の書類を出してみると、紛れもなく琉政時代—そうです! 1964年~1971年までの貯蓄運動関係諸簿冊でした。……いつの日か、何かの節目に、沖縄県の貯蓄運動史をまとめる時にこの書類が大きな役割を果たすことを考えて、大事に新庁舎の一隅に保管することにしました²⁾。』

本章は、戦後日本政府による貯蓄運動を整理したうえで、沖縄県庁新庁舎から県公文書館に移管された上述の「琉政時代貯蓄関係書類」および八一会（元金融検査庁職員の手）から県公文書館に寄贈された八一会文書のうち貯蓄関係書類をみていくものである³⁾。

(1) 戦後日本政府による貯蓄運動

日本政府による国民貯蓄推奨運動は、資料1の昭和13（1938）年4月19日閣議申合せ「国民貯蓄奨励ニ関スル件」に基づき昭和13（1938）年度から実施されている。本閣議申合せは、戦時経済を遂行するため国債の消化、生産力拡充資金の蓄積、インフレの抑制という金融政策が目的であり、戦後の貯蓄運動が目的としている家計の健全化よりもそのことが重要視されていた。この戦時の貯蓄奨励運動は終戦に至るまで続き、その過程において国民貯蓄組合が設置されていく。貯蓄奨励をさらに推進するため、昭和16（1941）年3月13日法律第64号「国民貯蓄組合法」が公布される。この国民貯蓄組合法は、国民貯蓄組合自体の設立根拠法規ではなく、任意に設立された国民貯蓄組合が一定の条件を備えた場合に、資料2のとおり、利子所得および配当所得を一定の範囲で非課税その他の特典を受けることができるとしたものである⁴⁾。同法は昭和38（1963）年3月31日法律第66号「所得税法の一部を改正する法律」により廃止され、同法の非課税措置は所得税法の少額貯蓄非課税制度に移行した。

資料1 昭和13（1938）年4月19日閣議申合せ「国民貯蓄奨励ニ関スル件」

今後発行セラルベキ巨額ナル国債ノ消化ヲ図リ且必要ナル生産力拡充資金ノ供給ヲ円滑ナラシメルタメニハ此ノ際資本ノ蓄積ヲ図ル要アリ、又将来支出セラルベキ巨額ナル政府資金ノ国内散布ニ依リ生ズル臨時的国民所得ガ消費ノ増加ニ振向ケラルルニ於テハ物資ノ不足物価ノ騰貴ヲ招来シ其ノ経済界ニ及ボス悪影響至大ニシテ延テハ軍需並ニ国民生活ニ支障ヲ生ズル虞大ナリト認

1) 沖縄県庁新庁舎（現庁舎）は1990年1月に落成している。

2) 八一会（元金融検査庁職員の手）編 [1992] 120頁~122頁。新垣幸子は沖縄の本土復帰時に琉球政府から沖縄県に転籍し、金融検査部在籍時から20年を経過したところ沖縄県で貯蓄関係事務を担当することになる。2003年3月に福祉保健部長を退任し、2004年10月から2007年3月まで沖縄県出納長を務めた。

3) 琉球政府の貯蓄関係書類のうちどれだけが沖縄県に引継がれ、そのうちどれだけが県公文書館に移管されたのかはわからない。

4) 大蔵省銀行局 [1963] 35頁。

メラルルヲ以テ此ノ際国民ヲシテ出来得ル限り貯蓄ニ努メシムルハ最モ緊要ナリ、依テ政府ハ大体左記方針ニ依リ国民ノ貯蓄奨励ニ努ムルモノトス（以下略）。

資料2 国民貯蓄組合法（昭和16（1941）年3月13日法律第64号）の非課税措置

第四條 國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル銀行預金又ハ合同運用信託ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本ガ三千圓ヲ超エザルトキハ其ノ利子又ハ利益ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ免除ス國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依リ買入レ命令ノ定ムル所ニ依リ郵便官署ニ保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ爲シタル國債ニシテ額面金額三千圓ヲ超エザルモノノ利子ニ付亦同ジ

國民貯蓄組合ノ幹旋ニ依ル銀行貯蓄預金、産業組合貯金其ノ他ノ預金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ元本ガ五千圓ヲ超エザルトキハ其ノ利子ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ甲種ノ配當利子所得ニ對スル分類所得稅ヲ免除ス

戦後、日本政府は昭和24（1949）年4月12日、経済の終局的安定を図り、徹底的にインフレーションを終熄せしめ、更に豊かなる経済的發展を遂げるためには、国民自らの強烈的な自主的精神と耐乏生活に徹した努力により、貯蓄の増強を図り、資金を蓄積することが急務であるとして、「昭和24年度貯蓄運動方策要綱」を閣議決定した。昭和24（1949）年度の貯蓄運動は、この要綱に基づき、全国民一致の協力の下に貯蓄運動を一層強力に展開し、経済の安定と自立に資することとしている⁵⁾。

その後も、各年度の貯蓄運動方策要綱に基づいて、大蔵省、日本銀行を中心とする貯蓄宣伝活動が継続される。年度によっては、貯蓄運動方策要綱以外に次の貯蓄運動要綱が公表された。

昭和26（1951）年度：大蔵省・日本銀行「講和記念特別貯蓄運動要綱」、「歳末貯蓄運動要綱」、「経済自立特別貯蓄運動要綱」⁶⁾

昭和27（1952）年度：貯蓄増強中央委員会・大蔵省（後援）・日本銀行（後援）「独立記念特別貯蓄運動要綱」、「独立記念第2次特別貯蓄運動要綱」、「歳末貯蓄運動要綱」、「3兆円達成記念貯蓄運動要綱」⁷⁾

民間においても、各金融機関、証券会社別に割増金附定期預金の募集、金融債、投資信託の売出し等を中心に活発な宣伝活動が行なわれた。なお、昭和27（1952）年4月15日には、民間における全般的貯蓄運動の中核として、渋沢敬三を会長とし、金融団体、産業団体その他各種団体の代表者および学識経験者をもって構成する「貯蓄増強中央委員会」が発足した⁸⁾。

5) 大蔵省財政史室編 [1982] 396頁～397頁。昭和24年度貯蓄運動方策要綱は同書に掲載されている。

6) 大蔵省銀行局 [1952] 8頁～10頁。同書に各貯蓄運動要綱が掲載されている。

7) 大蔵省銀行局 [1953] 13頁～17頁。同書に各貯蓄運動要綱が掲載されている。

8) 大蔵省銀行局 [1952] 8頁。「貯蓄増強中央委員会」は、昭和63（1988）年に「貯蓄広報中央委員会」へ、更に平成13（2001）年4月に「金融広報中央委員会」へと名称を変更している。現在の金融広報中央委員会の活動目的は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立・公正な立場から、金融に関する広報または消費者教育活動を

昭和28（1953）年度以降は貯蓄増強中央委員会が「貯蓄増強運動方針」を定めるようになる。その後、毎年度続くことになるが、後述(5)の琉球政府が第1回全琉貯蓄増強運動における1964年度貯蓄増強運動要綱の策定にあたって参考にしたであろうと思われる資料3の貯蓄増強中央委員会昭和37（1962）年度貯蓄増強運動方針をみておく⁹⁾。昭和37（1962）年度は、日本政府が貯蓄目標額を2兆8,000億円と決定し、貯蓄運動を推進する貯蓄増強中央委員会が運動方針を策定し、貯蓄思想の高揚と貯蓄実践の普及に努めた。

資料3 貯蓄増強中央委員会昭和37（1962）年度貯蓄増強運動方針

1. 方針

当委員会は、貯蓄の増強こそ家庭経済の安定向上と国民経済の安定成長のため不可欠の要件であるとの信念のもとに運動を展開し、ここに創立10周年を迎えるが、現下の経済情勢にかんがみ、輸出の振興と内需の抑制が急務と認められるので、従来の経験を生かし、ひろく国民各層に対しては、特に消費の健全化、生活の計画化等による貯蓄の増強を強く訴えるとともに、政府ならびに関係方面に対しても通貨価値の安定、貯蓄しやすい環境の整備促進を要望する。

2. 運動の重点

- (1) 座談会を通ずる貯蓄実践の推進を一段と強化し、とくに貯蓄実践地区の拡充およびその成果の普及に努める。
- (2) 貯蓄推進員の充実を図るとともに、その積極的な活動を促進する。
- (3) 都市における運動の強化に努める。
- (4) 社会教育ならびに生活指導にたずさわる第一線指導者との連携を一層強化する。
- (5) 新生活運動団体、婦人団体、青年団体、経済団体等各種協力団体の自主的な貯蓄推進運動に引き続き協力し、その実践効果の盛り上がりを期待する。
- (6) 金融機関およびその団体との協力関係を緊密化する。
- (7) 広報宣伝の方法と内容を再検討するほか、引き続き各種報道機関の積極的な協力を要請する。
- (8) 国民貯蓄組合の整備充実に努める。

3. 実施要領

- (1) 貯蓄実践地区における活動の活性化を図るとともに、その増加および更新を促進する。活動状況の実施見学、事例紹介、合同座談会等を通じてその効果の普及徹底を図る。
- (2) 貯蓄推進員の設置を促進するとともに、その連絡を一層密にして、貯蓄運動行事への参加、地域における一層活発な活動を要請する。
- (3) 都市においては社会教育学級講座、婦人会、団地等のグループ活動との連携を一段と強化し、講師の派遣、資料の充実等に努める。
- (4) ひろく消費の健全化と生活の計画化を推進するため、家計簿記帳と予算生活の普及徹底を図る。
- (5) 社会教育主事、公民館主事、農業改良普及員、生活改良普及員等の第一線指導者、貯蓄推進員および貯蓄実践地区の代表者を主体とするブロック別合同研究協議会を開催するほか、各都道府県内および近隣都府県相互の合同研究協議会等に協賛し、第一線指導者等との連携

行ない、もって国民経済の健全な発展に資することである。事務局は日本銀行に設置されている。

9) 大蔵省銀行局 [1963] 35頁～36頁。

強化に資する。

- (6) 新生活運動団体、婦人団体、青年団体、経済団体等との連携を一層緊密にし、「全国婦人のつどい」を開催するほか、これらの諸団体が自主的に行なう貯蓄推進に関連のある諸活動に協力する。
- (7) 金融機関およびその団体との連絡提携を一段と密にし、効果的な貯蓄増強を図る。
- (8) 映画、パンフレット等による広報宣伝活動を一層強化するとともに、引き続き新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の積極的協力を求める。
- (9) 国民貯蓄組合法の改正に伴いその趣旨の徹底に努め、運営の適正化を図るとともに組織による貯蓄実践の浸透に資する。

日本政府は上記資料3の貯蓄増強運動方針の要望（通貨価値の安定、貯蓄しやすい環境の整備促進）に基づき昭和38（1963）年4月11日、資料4の「国民貯蓄の増強に関する件」を閣議決定している。日本政府と琉球政府の貯蓄増強運動における大きな違いに利子所得に対する税制上の優遇措置がある。日本政府は、国民貯蓄増強を促進するため積極的に利子所得に対する税制上の優遇措置を講じてきた。それに対し琉球政府は、後述(5)ハ「利子所得に対する税制上の優遇措置」のとおり、米国民政府の意向もあり日本政府ほど税制上の優遇措置を講ずることができなかった。

資料4 昭和38（1963）年4月11日閣議決定「国民貯蓄の増強に関する件」

わが国経済の安定成長を確保するためには、資本の蓄積を図ることが喫緊の要務である。とくに、今後、一段と厳しさを加えて行くものと予想される国際経済環境の変化の下で、貿易・為替の自由化の一層の推進を図りつつ、わが国経済が新しい安定成長の途を歩むためには、従来にも増して資本の蓄積に努める必要がある。

このような時に当たり、政府は財政経済の各般の施策を通じ通貨価値の安定を堅持するとともに、下記要領により国民貯蓄の増強を図り、もってわが国経済の安定成長および国民生活の向上を期するものとする。

第1 広く次のような国民貯蓄増強の必要性を訴える。

1. ～ 2. （略）

第2 次のような国民貯蓄増強のための施策を講ずる。

1. 利子所得および配当所得に対する課税の特例を引き続き存置し、かつ、その税率を5%に引き下げるとともに国民貯蓄組合制度に代え、新たに少額貯蓄を優遇するため、少額貯蓄非課税制度を設けたので、これら税制上の優遇措置の周知徹底およびその適正な運営確保に努める。
2. ～ 5. （略）

上記昭和38年閣議決定第2の1は、昭和38（1963）年3月31日法律第65号「租税特別措置法の一部を改正する法律」において、利子所得の源泉分離課税税率が10%から5%に引き下げる優遇措置の強化が講じられ、さらに昭和38（1963）年3月31日法律第66号「所得税法の一部を改正する法律」において、従来の国民貯蓄組合制度を定めていた国民貯蓄組合法を廃止し（附則第2条）、新たに50万円までの利子所得について所得税を課さないとす

る少額貯蓄非課税制度を設け、一段と少額貯蓄を優遇する措置をとったことを指している。

(2) 琉球政府による貯蓄運動の概要

最初にこの当時の沖縄における貯蓄性向や一世帯あたりの貯蓄高をみておこう。貯蓄性向は表1に示すとおり、1960年は沖縄が20.6%と本土の17.6%に比べかなり高くなっている。この傾向はその後も続く。一方で1世帯当たり貯蓄保有額をみると表2のとおり1966年においては、沖縄は459ドルで本土の2,167ドルの21.2%に過ぎない。これは沖縄の一人当たり国民所得が小さいことによる。その背景は、国民総生産の多くを占める基地収入（軍関係受取り）を主要因とする第3次産業の異常な高比重、基地収入に支えられた極端な輸出入のアンバランスによる対外収支の悪化、輸出の大半を占める基幹産業たる製糖業の保護による操業、企業規模の零細性等による¹⁰⁾。したがって、貯蓄増強運動が目的とするところは、零細個人の貯蓄を奨励し、その資金を重要な生産部門において効率的に運用し、生産性の向上、企業の拡大強化を図り、もって沖縄の一人当たり国民所得を大きくすることにある。

表1 日琉における貯蓄性向の推移

	1960年	1965年	1966年	1967年
本 土	17.6%	17.4%	18.5%	20.0%
沖 縄	20.6%	24.4%	26.0%	20.7%

(出所) 琉球政府貯蓄増強運動推進協議会 [1970] 29頁。

表2 日琉1世帯当たり貯蓄保有額

	1966年	1967年	1968年
本 土 (A)	2,167ドル	2,389ドル	2,694ドル
沖 縄 (B)	459ドル	556ドル	714ドル
B/A	21.2%	23.3%	26.5%

(出所) 琉球政府貯蓄増強運動推進協議会 [1970] 29頁。

琉球政府金融検査庁によると、琉球政府の貯蓄運動は「琉球政府は、貯蓄は国家経済発展や個人経済生活向上の原動力であり、豊かな郷土づくりの基礎であるとして、政府行事として貯蓄推進運動を展開すべく準備を進めていた。基地経済からの脱却が叫ばれ始めた1955年度から各金融機関の協力のもと、貯蓄運動が開始された。しかし、この貯蓄運動は、新生活運動の一環として行なうべきであって、貯蓄のみの単独運動では十分な効果が上げられないとして、政府単独の貯蓄運動は1957年度から1963年度まで中断するに至った。一方、本土政府では、終始一貫政府の大きな事業の一つとしてこの貯蓄運動をとらえ、国庫たる日本銀行と共同の形で活発に運動を展開し、多大の成果をあげていた。これをみた琉球政府は、沖縄は本土よりも貯蓄の必要性がより高いことをあらためて認識する。1964年度から再度、琉球政府の運動として展開されることになる」とのことである¹¹⁾。

10) 琉球政府貯蓄増強運動推進協議会 [1970] 29頁。

11) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 144頁～145頁。

1955年度および1956年度の貯蓄運動の趣旨は、「琉球経済の現状からして、基地経済から少しでも抜け出て、自主的産業の勃興とその育成に努めなければならない。そのためには、住民生活の冗費を節約して生活の合理化を図り、もって資本の蓄積に努力しなければならない」としている¹²⁾。兩年とも活発な運動が展開され、琉球銀行の預金は1954年度1,972,651千B円、1955年度2,614,898千B円、1956年度3,553,972千B円と、本島内相互銀行の預金掛金は1955年度653,891千B円、1956年度1,091,695千B円と資金量は増加した¹³⁾。兩年度限りで貯蓄運動が中断されたのは、上述のとおり、琉球政府が1956年4月24日、日常生活を見直し、豊かな生活を築くことを目的に行政主席の諮問機関として新生活運動推進協議会を設置し¹⁴⁾、生活改善運動を実施するようになったことによる。生活改善運動を実施するための予算（文教局）を確保するため、貯蓄運動の予算（内政局）を回したことが実態のようだ¹⁵⁾。

上述のとおり金融検査庁によると、貯蓄運動の再開は1964年度からとなっている。しかし、琉球政府は1959年11月14日、合同経済財政諮問委員会から合諮第8号「貯蓄奨励について」において、「軍用地問題の解決にともない、地料の値上げ並びに十年分前払い等が実施されることとなった。消費を節約し貯蓄を奨励し、生産資金造成を刺激すべきである。行政主席は住民に対し、効果的な貯蓄推奨運動を推進されるように」との勧告を受け、1960年1月27日には「全琉貯蓄奨励運動要綱」を策定し、1960年2月～1960年6月の間、全琉貯蓄運動を実施している。この貯蓄奨励運動は1960年度の1年限りであった。

その後、1963年から始まった金融逼迫により、市中は全般的に金詰りの様相を深め、悪質な金融業や民間模合が横行するようになる。事態を重視した琉球政府は、1963年11月19日に貯蓄増強運動推進協議会設置要綱を策定し、1964年度第1回全琉貯蓄増強運動を1963年12月1日から1964年2月29日に実施する。貯蓄運動の再開である。この全琉貯蓄増強運動が本土復帰まで続く。

民間においても、琉球銀行は経済復興に呼応する預金の増強に全力を傾注し、1949年6月1日から9月末までの4ヶ月間にわたり第1回の貯蓄増強運動を行なっている。貯蓄目標額1,500万B円に対して貯蓄実績額は4倍の6,000万B円に達し、遊資の吸収または貯蓄思想の普及に予期した以上の効果をあげた。琉球銀行では、通貨統一（B円軍票）による安定感と軍政府円予算の均衡化、自由商取引開始に伴う流通交換手段としての通貨機能への信頼感の回復などがみられた当時において時宜を得たものであったとしている¹⁶⁾。同行

12) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 144頁。1955年度および1956年度の貯蓄運動に係る資料を県公文書館において見つけることができなかった。

13) 琉球銀行調査部編 [1984] 1328頁。琉球銀行は1948年5月1日、沖縄銀行は1956年7月2日（1957年度）に営業開始。沖縄本島の相互銀行は、1953年12月3日沖縄無尽が沖縄相互銀行に、那覇無尽が第一相互銀行に、1953年12月22日南陽無尽が南陽相互銀行に、1955年12月28日三和無尽が三和相互銀行にと、無尽会社から相互銀行に転換している。

14) 新生活運動推進協議会は、1962年3月20日規則第40号「新生活運動推進協議会設置規則」により琉球政府組織法（1961年立法第100号）の中に組込まれる。

15) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 144頁。

は、その後も引き続き貯蓄運動を行なう。

(3) 琉球政府計画局が米国民政府に付度した貯蓄組合法の立法勧告

本土では昭和37(1962)年3月31日法律第62号「国民貯蓄組合法の一部を改正する法律」において、資料5のとおり、国民貯蓄組合の斡旋による貯蓄の利子税等に係る所得税の非課税限度額を30万円(833ドル)から50万円(1,388ドル)に上げた。これは、国民貯蓄組合の活用に拍車をかけることにより、貯蓄の推進に資するためのものであった。

資料5 昭和37(1962)年3月31日法律第62号国民貯蓄組合法の一部を改正する法律
 第四条 第三条第一項前段ノ規定ニ依ル届出ヲ為シタル国民貯蓄組合ノ組合員(法人ヲ除ク)ガ国民貯蓄組合ノ斡旋ニ依リ且命令ノ定ムル所ニ依リ非課税貯蓄申込書ヲ貯蓄ノ受入ヲ為ス者ニ提出シテ左ニ掲グル貯蓄ヲ為シタル場合ニ於テ第一号又ハ第二号ニ掲グル貯蓄ノ元本ガ五十万円ヲ超エザルトキ及第三号ニ規定スル有価証券ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ買入レ且保管ヲ委託シ又ハ登録ヲ為シタルモノノ額面金額又ハ之ニ準ズル金額ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下額面金額等ト称ス)ノ合計額ガ五十万円ヲ超エザルトキハ此等ノ貯蓄ニ係ル利子、利益又ハ収益ノ分配ニ付テハ所得税ヲ課セズ

- 一 命令ヲ以テ定ムル預金中何レカーノ預金
- 二 金銭信託中合同運用信託
- 三 国債及第二条第一項第八号ニ掲グル有価証券ノ買入

このような状況を踏まえ、那覇銀行協会は1962年12月6日、行政主席宛てに国民貯蓄組合法を立法院に上程することを陳情する銀協第162号「国民貯蓄組合法の早期運用に関する立法要請について(陳情)」を提出する¹⁷⁾。陳情内容は次のとおり。

- ① 琉球においては、島内資本蓄積の増強ならびに推進するために、本土のような国民貯蓄組合を活用した税制面での優遇措置が講ぜられていない。
- ② 次のことから国民貯蓄組合法の制定が必要である。
 - a. 島内資本蓄積の増強ならびにドル貨海外流出の防止
 - b. 民間ヤミ金融ならびに民間模合の防止
 - c. 民間銀行による貯蓄増強運動をより効果的に推進するため

これを受け、内務局金融検査部は1962年12月26日、資料6の貯蓄組合法案を作成する¹⁸⁾。この立法勧告理由は次のとおりであった。

- ① 昭和16(1941)年に制定された国民貯蓄組合法は、1945年のニミッツ布告第1号によって現在でも有効である¹⁹⁾が、時代の変遷によって、沖縄でこの法の適正な運用は

16) 富原守保 [1964] 26頁～27頁。

17) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯金増強に関する書類 雑書』(資料コード R00070534B)「1962年12月6日那覇銀行協会銀協第162号『国民貯蓄組合法の早期運用に関する立法要請について(陳情)』」。

18) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯金増強に関する書類 雑書』(資料コード R00070534B)「1962年12月26日内務局金融検査部決裁文書『貯蓄組合法の立法勧告について』」。

19) 1945年米海軍軍政府布告第1号「米軍占領下ノ南西諸島及其近海住民ニ告グ(権利の停止、いわゆ

できない。このため、銀行協会から現状に即した法改正の強い要望があるので、今回、これに全面的に検討を加え、新たに貯蓄組合法を立法し、沖縄に適した法の運用を図らんとするものである。

- ② 沖縄は今次大戦で焼土と化したが、幸いに日米両政府の援助と住民の建設への努力により、かなりの発展を遂げつつある。しかしながら、たとえ発展しているとはいえ、他力によるものが多いことから十分な状態とはいえない。少なくとも経済の自立を促進し、貿易の自由化に対処する産業基盤の確立に要する資金を獲得するには、住民の零細な資本の蓄積が肝要である。
- ③ このため、本法に貯蓄実践団体としての貯蓄組合の性格を明確にし、これがあつ旋する貯蓄の特典等を規定することによって大衆を動員し、その組織化をもって消費の節約と貯蓄化を図り、以て重要産業の資金源に大いに寄与せしめんとするものである。

資料6 貯蓄組合法案

第1条（定義）この立法において貯蓄組合とは、次の各号の一に掲げるもので組織し、貯蓄の増強に資するため、組合員の貯蓄のあっせんをするものをいう。

- 一 市町村の区域又はその区域の一部で、規則で定めるところに居住する者
- 二 官公署、学校、事務所、営業所、工場、事業場又はこれに準ずるものに勤務する者
- 三 農業協同組合、信用協同組合その他同業者の組織する団体の構成員
- 四 前各号に掲げる者のほか、規則で定める者

第2条（貯蓄あっせんの方法）貯蓄組合のあっせんする貯蓄は、次の方法によらなければならない。

- 一 郵便貯金
- 二 銀行への預け金又は定期積金
- 三 相互銀行への預け金、定期積金又は掛金の払込み
- 四 信託業務を営む銀行、保険会社又は信託会社への金銭信託
- 五 農業協同組合、信用協同組合その他規則で定める産業団体への貯金
- 六 無尽会社への無尽の掛金の払込み
- 七 生命保険の保険料の払込み
- 八 政府債の買入れ
- 九 市町村債又は社債（特別の立法により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。）
- 十 その他行政主席が指定するもの

2 前項の貯蓄のあっせんの方法は、規則で定める。

第3条（組織及び解散の届出）（略）

第4条（他の組合の組合員となることの禁止）一の貯蓄組合の組合員は、他の貯蓄組合の組合員となることはできない。

第5条（組合員の資格に関する証明の請求）（略）

第6条（非課税の範囲）貯蓄組合のあっせんによる銀行預金、相互銀行預金、農業協同組合貯金、

るニミツ布告第1号）第4項を指している。

信用協同組合貯金その他の預金又は金銭信託で、規則で定めるものの元本が千ドルを超えないときは、その利子又は利益については所得税を課さない。貯蓄組合のあっせんにより買入れ、かつ、規則の定めるところにより保管を委託し、又は登録をした政府債、市町村債又は社債で、額面金額千ドルを超えないものの利子についても同様とする。

2～5 (略)

第7条(補助金及び奨励金)以下 (略)

内務局金融検査部は同日の1962年12月26日、貯蓄組合法の立法院への立法勧告に先立ち米国民政府への事前審査を受けるため、上記資料6の貯蓄組合法立法勧告および貯蓄組合法案について、琉球政府内での決裁の回覧を行なう。内務局長、経済局長および法務局長は承認するが、税制を担当する計画局長の承認が得られなかった。計画局長は1963年3月2日、次の理由により、この立法案の勧告の取り止めを求め、決裁書類を金融検査部に返戻する²⁰⁾。琉球政府計画局はこの時期、米琉合同租税調査委員会において所得税減税の審議を行っていたこともあり²¹⁾、それとは別にさらなる所得税の減税となる貯蓄組合法の立法に対しては米国民政府を付度して承認しなかったのであろう。

① 現在、減税を計画しているので、この立法が制定された場合の歳入減の補てんが難しい。

(筆者注) 貯蓄組合法の立法により利子所得の非課税範囲を千ドルとした場合の1963年度の減収額は、金融検査部の試算によると81,000ドルとなっている²²⁾。一方、1963年度の所得税の税収は9,069,261ドル、租税収入合計が28,510,545ドルであった²³⁾。利子所得税の減収額は所得税の0.89%、租税収入合計の0.28%となるが、それほど大きな歳入減とはならない。

② この立法を制定した場合は、銀行の窓口組合化、預金の細分化などによる脱税防止の方法が難しい。

(筆者注) 本土でも国民貯蓄組合制度の運用が乱用された面がいろいろあったことから、健全な運営を図るため昭和38(1963)年3月31日法律第66号「所得税法の一部を改正する法律」において国民貯蓄組合法を廃止し、必要な措置を講じ、所得税法上の少額貯蓄非課税制度へと移管している²⁴⁾。しかし、沖縄においては、本土復帰まで少額貯蓄非課税制度が導入されることはなかった。

③ 減税を計画しているときに、これ以上直接税を引下げるのは、時期的に好ましくな

20) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯金増強に関する書類 雑書』(資料コード R00070534B)「1963年2月22日計画局決裁文書『内務局起案による貯蓄組合法案について』」。

21) 沖縄県公文書館所蔵資料『立法に関する書類1964年』(資料コード 0000140638)「333頁:立法案第9号所得税法の一部を改正する立法の署名及び公布について『1964年7月31日米国民政府総務部長:税法について』」。

22) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯金増強に関する書類 雑書』(資料コード R00070534B)「金融検査部作成:貯蓄組合法説明資料」。資料には計算根拠も明細に記載されている。

23) 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982] 273頁。

24) 大蔵省銀行局 [1963] 34頁。

い。

(筆者注) 1964年8月3日立法第50号「所得税法の一部を改正する立法」により配偶者控除、扶養者控除等を拡大する所得税減税が実施された。それまでも所得税減税を求める住民世論は強かったが、米国民政府は、財政需要は自力で賄うべきであるとの基本的な考え方と減税を行なうと米国への援助要請に悪い影響を与えるということもあり、減税に同意することはなかった²⁵⁾。

④ 運用の面においても更に検討を要するものと思料される。

(4) 合同経済財政諮問委員会勧告による琉球政府貯蓄推奨運動

イ. 軍用地問題の終結

米軍の土地接収とそれに対する住民の島ぐるみ闘争を経て、軍用地問題を巡る琉米の大きな争点は、①米軍が取得する権利の内容、②地代の支払方法（地料の一括払い中止）等に絞られてきた²⁶⁾。米国陸軍省は1958年5月20日、行政主席宛てに「陸軍長官ならびにその閣僚と相互の利益に関する諸問題を討議するため代表者をワシントンに招待する」旨の招待状を送る。これを契機にワシントンにおいて、琉米24名の委員による四つの分科会委員会を設置し、軍用地問題の検討が始まる。現地折衝は1958年11月に終わり、この折衝の結果作成された新土地補償計画は、1958年11月26日にワシントンの米国民政府に承認された²⁷⁾。これを受けて琉球政府は1959年1月13日、立法第1号「土地借賃安定法」、立法第2号「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」および立法第3号「アメリカ合衆国使用土地の借賃等に関する特別会計法」を公布する²⁸⁾。同様に米国民政府も1959年1月13日高等弁務官布令第18号「暫定借地権の取得」、1959年1月21日高等弁務官布令第19号「琉球列島米国土地裁判所の設置について」および1959年2月12日高等弁務官布令第20号「賃借権の取得について」を公布した²⁹⁾。

これは、新土地政策が確定し、それを実施する法制度が整うことを意味した。すなわち、住民は一括払いを撤廃させて毎年払いと適正地代という経済条件を確保し、米国は米軍基地に対する住民の同意を取付けるとともに沖縄統治上の難題を解決する。この合意に基づいて1959年9月から契約が開始された³⁰⁾。これにより島ぐるみ闘争は終結する。

25) 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982] 61頁。

26) 軍用地問題や土地法制の変遷については、砂川恵伸、安次富哲雄、新垣進 [1975]、琉球銀行調査部編 [1984] 「VI軍用地問題と沖縄経済（1945～1959）」413頁～536頁が詳しい。

27) 宮里政玄 [1966] 130頁～135頁。

28) 1959年1月13日琉球政府公報（号外）第4号。

29) 沖縄県公文書館所蔵資料『高等弁務官布令/High Commissioner Ordinance 1957年～1969年第1号～第63号』（資料コード RDAE000059）「212頁：1959年1月13日高等弁務官布令第18号 Acquisition of Interim Leasehold Interests/暫定借地権の取得」、「224頁：1959年1月21日高等弁務官布令第19号 Establishment of the United States Land Tribunal for the Ryukyu Islands/琉球列島米国土地裁判所の設置について」、「235頁：1959年2月12日高等弁務官布令第20号 Acquisition of Leasehold Interest/賃借権の取得について」。

軍用地問題は、米国での折衝における合意事項や上記の立法および高等弁務官布令をもとに整理すると、次のように終結した³¹⁾。

- ① 軍用地に対し米軍が取得する権利は、「不定期賃借権」と「5ヵ年賃借権」の2種類とする。
- ② 賃貸借契約の方式は、個々の軍用地主と琉球政府が「基本的賃貸契約」と呼ばれる賃貸借契約を結び、それをさらに琉球政府が一括して米軍へ転貸する「総括的賃貸借契約」を結ぶという方式がとられる。
- ③ 通常の場合、軍用地の取得は琉球政府が地主と交渉によって取得する。一方、米軍による強制収用は、琉球政府と関係地主との折衝が不成功に終わった後でなければ発動できない。
- ④ 軍用地代の支払いは「毎年払い」とし、支払時期は各年度のスタート時（7月）とする。
- ⑤ 軍用地の支払方式が一括払いから毎年払いへ変更されたため、すでに受領した一括払い額は、1958年7月1日以降の年間地代へ充当される。
- ⑥ 地代の支払いは前述のとおり原則として毎年払いとされている。しかし、特別の事由によりまとまった資金を必要とする地主に対して、不定期賃借権について一定の条件のもと「10年を超えない期間の借賃の前払い」を行ないうる措置がとられた（1959年立法第2号「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」）。借賃の前払いを受けることができる者は次のとおり（同法第3条）。
 - ・所有者が琉球外に移住する場合
 - ・所有者が田畑、その他農耕に供すべき土地を購入する場合
 - ・所有者が居住の用に供する建物を購入または建築する場合
 - ・所有者が上記の建物の敷地を購入する場合
 - ・その他行政主席が適当と認める特別の事情がある場合³²⁾

この「10年を超えない期間の借賃の前払い」が後述の合同経済財政諮問委員会による琉球政府への貯蓄推奨運動の勧告につながる。

ここで表3の「米軍使用土地の年間賃料の推移」をみておこう。琉球政府1959年1月13日立法第2号「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法」を受け、1960年度は前年度の165.1%増の10,868,696.05ドル（うち前払金2,767,054.62ドル）、更に1961年度は67.2%増の18,172,375.70ドル（うち前払金7,156,887.97ドル）と使用賃料が急増してい

30) 琉球銀行調査部編 [1985] 108頁。

31) 琉球銀行調査部編 [1984] 522頁～524頁。

32) 1959年2月3日規則第14号「アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払に関する立法施行規則」第1条（特別事情の範囲）において、特別事情の範囲は、①所有者や家族の病気治療に多額の費用を要する場合、②所有者が多額の債務を有し、その債務の履行に要する資金の調達の方法が他にない場合、③所有者や家族の学費の調達の方法が他にない場合、④所有者が生活に困窮している場合、⑤所有者が公共の福祉のため資金を必要とする場合とされている。

表3 米軍使用土地の年間賃料の推移

(単位：ドル)

年度	支払額	前払内訳	年度	支払額	前払内訳
1953	54,078.18		1963	8,151,955.59	1,950,291.96
1954	1,168,753.00		1964	5,607,435.47	820,174.09
1955	2,159,142.57		1965	4,683,522.89	166,905.23
1956	11,143,437.57		1966	4,683,522.89	81,575.05
1957	5,096,701.61		1967	4,527,465.02	61,447.03
1958	7,308,072.06		1968	4,598,164.70	16,420.32
1959	4,099,206.16		1969	6,555,339.72	72,016.96
1960	10,868,696.05	2,767,054.62	1970	9,577,517.00	605.57
1961	18,172,375.70	7,156,887.96	1971	9,419,069.36	2,211.42
1962	9,713,253.51	4,126,599.12			

(出所) 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982] 297頁。

(注) 本表は各年度（前年7月1日から当年6月30日）中に支払われた金額である。

ることが確認できる。なお、1956年度の11,143,437.57ドルは、米国民政府が1953年3月16日に米陸軍省の計画「土地の所有権を地主の残したうえで、土地の無期限使用料を一時に支払うとの一括払い政策」を明らかにした³³⁾ ことによるものと思われる。

ロ. 合同経済財政諮問委員会の勧告

合同経済財政諮問委員会は1959年11月14日、行政主席宛てに合諮第8号「貯蓄奨励について」と題する勧告文書を提出し³⁴⁾、次のとおり、行政主席に住民に対する効果的な貯蓄推奨運動を推進するように勧告する。

- ① 軍用地問題の解決にともない、地料の値上げ並びに十年分前払い等が実施されることとなった。当委員会の調査によれば、1960年度中に約1,700万ドルの軍用地料が地主に支払われることになる。
- ② ここにおいて、通貨量の若干の膨張がみこまれるが、当委員会において、この状況を検討した結果、琉球経済の現況にかんがみこのさい、消費を節約し貯蓄を奨励し、生産資金造成を刺激すべきであることを認めた。
- ③ 以上の趣旨により貴職におかれて住民に対し、効果的な貯蓄推奨運動を推進されるよう勧告する。

なお、合同経済財政諮問委員会は1958年6月9日に設置されたもので、その目的は、「琉球全住民が適切な生活水準を維持しうるだけの健全な経済の発展に最も大きく寄与するような経済及び財政に関する政策ならびに計画の策定及び実施について、民政官及び行政主席に対し適切な助言と資料を提供する」ことである。委員会は、民政官の任命により9名の委員をもって構成し、うち4名は琉球政府職員の中から行政主席の推薦によって任

33) 琉球銀行調査部編 [1984] 451頁。

34) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融関係書類綴1960年』（資料コード0000033055）「1959年11月14日合同経済財政諮問委員会合諮第8号『貯蓄奨励について』」。

命する。他の5名のうち3名は民政府職員を充て、1名は琉球銀行の代表として、1名は琉球の民間事業に従事する指導層の中から任命する。委員会の具体的な機能は、次のこと等について民政官および行政主席に対し助言や勧告をすることである³⁵⁾。

- ① 米国経済援助の要請と内容説明を含めて琉球政府および民政府の長期経済計画の策定および実施ならびにその計画の資金調達に関する事項。
- ② 通貨および税制に関する政策および諸問題を含めて財政に関する事項。
- ③ 輸入依存度を引下げ、輸出収入を増加させるための産業振興の助成方策を含めて、外国貿易および外国為替に関する方策ならびに外国為替銀行の認可および監督に関する事項。
- ④ 信用貸付および金融機関に対する政策を含めて民間金融に関する事項。
- ⑤ 外国および琉球内の民間投資による産業振興の促進に関する事項。

ハ、琉球政府による全琉貯蓄奨励運動

合同経済財政諮問委員会から勧告を受けた琉球政府内政局長は1960年1月12日、銀行および生命保険会社の長宛てに内理第17号「貯蓄増強運動の施行について」と題する文書を発出し、貯蓄増強運動に協力を求めるとともに次の事項を照会している³⁶⁾。

- ① 各銀行・生命保険会社が貯蓄増強運動施行期間中（1960年2月から6月まで）に増加すべき目標額
- ② 各機関において実施する貯蓄増強運動の要領
- ③ 全金融機関または銀行協会として実施する貯蓄増強運動の要領

1960年1月12日内理第17号「貯蓄増強運動の施行について」の各銀行・生命保険会社等からの回答で県公文書館に保存されていたのは、那覇銀行協会が1960年1月28日、内政局長宛ての銀協第93号「貯蓄増強運動施行について宣伝依頼の件」と題する文書³⁷⁾のみであった。同文書では、「那覇銀行協会としても本運動を積極的に推進すべく、1月20日開催の社員銀行間で懸垂幕の規格を統一したほか、一般大衆に貯蓄増強運動の趣旨を徹底するよう、次の事項を琉球政府にお願いする」としている。

- ① 貯蓄増強運動の趣旨を各新聞に掲載して広く大衆に徹底せしめる。
- ② テレビ、ラジオ等を利用して一般大衆の貯蓄増強心を啓蒙する。
- ③ その他適当な方法で期間中数多くの啓蒙運動を実施する。

その後、琉球政府は1960年1月27日、資料7の「全琉貯蓄奨励運動要綱」を策定し、同日付で協力機構宛てに資料8の行政主席企統企第8号「全琉貯蓄運動について」と題する文書を付けて送付している³⁸⁾。さらに行政主席は1960年1月29日、各協力機構宛てに内理

35) 沖縄県公文書館所蔵資料『合同経済財政諮問委員会関係1960年 合同経済財政諮問委員会要綱』（資料コード RDAE001823）「合同経済財政諮問委員会要綱」。

36) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融関係書類綴1960年』（資料コード0000033055）「1960年1月12日内政局長宛て内理第17号『貯蓄増強運動の施行について』」。

37) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融関係書類綴1960年』（資料コード0000033055）「1960年1月28日那覇銀行協会銀協第93号『貯蓄増強運動施行について宣伝依頼の件』」。

第48号「貯蓄奨励運動の実施について」において、次の二つのことを決定し、再度各協力機構に協力依頼を行なっている³⁹⁾。

- ① 期間 1960年2月1日～同年6月30日
- ② 金融機関目標額 11,600,000ドル

資料7 全琉貯蓄奨励運動要綱

期間 1960年2月～1960年6月

主催 琉球政府

協賛 市町村、金融協会、琉農連、沖婦連、沖青協

趣旨 琉球経済は、一応復興の時期を終え、次の発展躍進のための整理安定の段階にある。そのためには、内包された不均衡、不健全な構造上の欠陥を是正しなければならない。

まず我々は、経済力不相応な消費から生産への転換を図らねばならない。今日、農林業においても鉱工業においても資金不足のために経営改善や生産増強が不活発である。反面、不要不急の消費生活による海外への資本流出が憂えられている。

1960年度内には、軍用地料が十年前払いその他で約1,700万ドルも支払われることになっていて、通貨の若干の膨張が見込まれるので、この際広く貯蓄奨励運動を展開する。

実施

A. 推進体制

1. 新生活運動推進協議会を主体とする貯蓄推進機構を政府に設置し、各協力機構の母体とする。
2. 推進系統を、協同組合系統、市町村、金融機関の三つに分ける。

B. 実施事項

1. 行政主席から各市町村長および金融機関、琉農連、沖婦連、沖青協等の協力機構宛に本運動に関する協力を依頼する。
2. 政府においては、新聞、ラジオ放送、宣伝カー等の情報手段を通じた宣伝啓蒙を行なう。

資料8 1960年1月27日行政主席企統企第8号「全琉貯蓄運動について」

政府では、このたび別紙要綱（筆者注：資料7）によって、全琉貯蓄運動を展開することになりました。貯蓄運動は従来も新生活運動の一環として行なわれてきたのでありますが、琉球経済のおかれた現段階を考えたとき、大にしては第二次長期経済計画へ移行する年として生産資金の多大な需要があり、小にしては家庭経済がより恒久的な安定の基礎を築くべき時であり、あらためて重点的な運動を展開する必要が痛感されたわけであり、

ところで、貯蓄ということは、まったく個人、家庭の地道な努力に期待しなければならないものであり、その意味で刺激、啓蒙も政府の単独の力では効果が薄く、ぜひとも住民の経済生活、精神生活と密接な関係をもつ各界団体、機関の協賛をお願いすることに決定したわけであり、

貴方におかれましても、なにとぞ以上の趣旨をおくみとりくださいます、別紙要綱（筆者

38) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融関係書類綴1960年』（資料コード0000033055）「1960年1月27日行政主席企統企第8号『全琉貯蓄運動について』」。

39) 沖縄県公文書館所蔵資料『金融関係書類綴1960年』（資料コード0000033055）「1960年1月29日行政主席内理第48号『貯蓄奨励運動の実施について』」。

注：資料7)により、住民に積極的に働きかけて、十分な成果を得ることができますよう、ご協力くださることをお願い申し上げます。

(5) 琉球政府1964年度第1回貯蓄増強運動

イ. 1964年度貯蓄増強運動要綱（第1回全琉貯蓄増強運動）

沖縄は1958年9月15日高等弁務官布令第14号「通貨」により同年9月20日以降法定通貨はB円に替わりドルとなる。それにより沖縄の通貨は、通貨の自由交換性や通貨価値の安定性が付与された。その一方で、沖縄において独自に通貨の発行、吸収ができず、通貨を通じた経済の自己調整ができなくなる。このことは、基本的にはいかなる手段によるものであれドルの対外受取を増加させて対外収支の黒字化を確保し、もって成長通貨の獲得を図って行かない限り経済発展を実現することができないということを意味するものであった。すなわち、対外収支が黒字になると沖縄域内でのドル流通量の増加による金融緩和から経済活動の活発化によって経済成長が見込まれるが、いったん対外収支が赤字に転落すると、ドル通貨の減少を通して金融硬化を生み、景気は悪化していく。対外収支の動向が金融を通して実体経済を強く規制することとなる⁴⁰⁾。

1963年から始まった金融逼迫は、すでに前年の1962年対外収支の基礎収支（外銀クレジットを除く貿易収支）480万ドルの赤字にその萌芽を現し、翌1963年には米軍関係受取の減少が大きく影響して総合収支（貿易収支、貿易外収支等）で390万ドル、基礎収支では740万ドルそれぞれ赤字を記録した⁴¹⁾。その結果、金融事情は悪化し、1963年に那覇銀行協会が自主的な金融引き締めを断行し、不要不急の融資を極力抑えるようになった。これにより、市中は全般的に金詰りの様相を深め、悪質な金融業や民間模合が横行するようになる。

事態を重視した琉球政府は、1963年11月19日に資料9の貯蓄増強運動推進協議会設置要綱⁴²⁾を策定し、会長に行政副主席、副会長に金融検査部長と金融機関代表の二人を置き、事務局を金融検査部とする貯蓄増強運動推進協議会を設置した。併せて、資料10の1964年度貯蓄増強運動要綱（第1回全琉貯蓄増強運動）を策定している⁴³⁾。これにより、従来各金融機関が自主的に行なって貯蓄運動を、真に住民のものとして発展させるため、全琉統一した組織の下に積極的な貯蓄運動を展開しようとするものであった。

資料9 貯蓄増強運動推進協議会設置要綱

第1条（設置） 貯蓄運動を推進するため、琉球政府に貯蓄増強運動推進協議会（以下「協議会」

40) 琉球銀行調査部編 [1985] 132頁。

41) 琉球銀行調査部編 [1985] 207頁。

42) 当初は要綱ではなく、規則（貯蓄増強運動推進協議会設置規則）として検討されたが、最終的に貯蓄増強運動推進協議会設置要綱となる。

43) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1963年11月12日金融検査部決裁文書『1964年度貯蓄増強運動の実施について』」。

という。)を置く。

第2条(所掌事務) 協議会は次の事務を行う。

- 一 貯蓄運動推進に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- 二 貯蓄運動に関する総合的施策の適正な実施を期するため、必要な関係各機関団体相互の連絡調整を図ること。
- 三 貯蓄運動を計画し、実施すること。
- 四 その他必要な事項。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、必要がある場合は行政主席に建議することができる。

第3条(組織) 協議会は、会長一人、副会長二人及び委員若干人を以て組織する。

2 会長は、副主席をこれに充て、副会長は、その一人を金融検査部長とし、他の一人を政府職員以外の委員の中から互選する。

第4条(委員の任命) 委員は、次の各号に掲げる者について、会長が任命する。

- 一 内務局長、計画局長、経済局長、文教局長、郵政庁長
- 二 各関係団体の代表者
- 三 学識経験者

2 前項第一号、第二号の委員の任期はその在任期間とし、第三号の委員の任期は二年とする。

ただし、第三号の委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は再任されることができる。

第5条(会長及び副会長) 会長は協議会の会務を総理し、会議の議長となり、議事を整理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は副会長(金融検査部長)がその職務を代理し、更に金融検査部長に事故がある時は、互選された副会長がその職務を代理する。

第6条(会議) 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。

2 会議は会長が招集する。

第7条(幹事) 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係局の職員又は関係団体の職員から会長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務の企画立案及び運営実施にあたる。

第8条(協力団体の設置) 協議会は、その施策の徹底を期するため、各市町村に協力団体を置く。

2 協力団体に関する事項については、中央の協議会に準ずる。

第9条(庶務) 協議会の庶務は、金融検査部において処理する。

第10条(雑則) この要領に定めるものの外、協議会の運営その他に関し必要な事項については、協議会がこれを定める。

附則 この要領は、1963年12月1日から実施する。

資料10 1964年度貯蓄増強運動要綱(第1回全琉貯蓄増強運動)

名 称 第1回全琉貯蓄増強運動

期 間 自1963年12月1日 至1964年2月29日

主 催 琉球政府

後 援 市町村、各協同組合、沖婦連、沖青協、沖縄教職員会、琉球商工会議所、各金融機関、
沖縄青年会議所、各報道機関

1 呼びかけの言葉 「くらしに工夫みんなで貯蓄」

2 貯蓄目標額 1億5,710万8千ドル

3 運動の趣旨

最近のわが琉球経済は著しく成長しているとはいえ、その反面、設備投資の行き過ぎや個人ならびに社用消費の増大等によって物価は上がり、対外収支は悪化し、そのために金融機関の資金量は伸び悩んでいます。

それで金融機関では、自主的な金融引締めを行い、不要不急の融資を努めて抑えるようになりましたので、全般的に金詰まりになり、高利の金融業や危険な民間模様が横行するようになり、将来社会不安を起こす要因となっております。更に加えて日本政府の砂糖自由化や近く自由化が予定されているパイン等によって沖縄の主産業は国際競争の前にさらされることとなります。そうなりますと、今でさえ割高な沖縄の生産品を国際市場で競争するには、企業の合理化を図り、生産費の引下げに一層の努力を払わねばなりません、それには莫大な資金を必要とします。

政府はこれに対処するため、いろいろな企業の長期的な合理化計画を立てる一方、資金面では64年度財政資金を早めに支出するようにし、また各金融機関の資金量を伸ばすために預貯金等の増加を図ることになりました。

こういう点から、私ども住民一人一人が、これまでの生活に使っていた無駄な費用を節約し、家庭経済の合理化を推進するとともに、勤労意欲を高め、貯蓄を奨励し、それによって集めた資金を重要な生産部門等へ効果的に運用し、生産性の向上、企業の拡大強化を図ろうとするものであります。従来各金融機関が自主的に行なって貯蓄運動をこの度、真に住民のものとして発展させるため、全琉統一した組織の下に積極的な貯蓄運動を展開するものであります。

4 運動方針

(1) 次の点について広く一般に周知徹底を図り、その理解と協力を要請する。

- (イ) 基地収入に依存することの大きい沖縄経済では、自主経済を達成する必要がある、そのためには輸出の増進、輸入の抑制が根本的な条件であり、経済の規模を拡大し、雇用の機会と場所を拡げるための最上の方策であることを訴える。それには貯蓄増強により民間資本を結集する必要があることを周知させる。
- (ロ) 資本蓄積のためにとられた優遇措置の諸方策の現状を認識させるとともに、正しい貯蓄をすることが確実かつ有利な方法であることを協調する。
- (ハ) 長期の生活設計に基づく予算生活の実施と日常の生活諸行事、特に冠婚葬祭等の簡素化をはじめ、創意工夫による合理生活の確立を図らせる。これには新生活運動協議会を推進母体とする。

(2) 諸企業に対しては次の点を提唱する。

- (イ) 一般既存業者には、自己資本の充実に一層努力させるとともに、労使の協調により生産性の向上ならびに国際競争力に耐え得る力を涵養するよう一段の努力を要望する。
- (ロ) 金融機関に対しては、預貯金等の吸収に合理的計画で対処するための諸方策を樹立し、自主的な貯蓄グループ⁴⁴⁾の結成を促進し、その普及に努めるほか、特にタンス預金を排除し、零細資金の吸収に一段と力を入れ預貯金等の大衆化に主力を傾注するよう勧める。

5 運動の実施事項

(1) 住宅建設、育英、保険等のためにする長期の目的貯蓄をはじめ、営農、納税、生活改善、

44) 貯蓄グループとは、本土の昭和16(1941)年3月12日法律第64号「国民貯蓄組合法」に定める国民貯蓄組合を想定していた。要綱案の段階では、「日本本土で普及していた国民貯蓄組合のようなモデル組合」と表現されている。

備荒、記念等の目標がしっかりと与えられた目的貯蓄を奨励する。

- (2) 貯蓄モデルグループの結成を促進する。
 - (3) 婦人団体をはじめ、各種団体と緊密な連携をとり、それぞれの団体に即応した明朗な貯蓄推進の強化、特に男女青年層の奮起と協力を要請するとともに、子ども銀行、子ども郵便局、子ども組合の育成に努める。
 - (4) 消費の正しいあり方を自覚させるために、またその家庭の消費の姿を写し出すものとして家計簿の記帳方法を指導し、より良き生活設計の樹立を促進する。
 - (5) 個人経営の農漁業、商工業等に対しては、企業経理と家計の区別をはっきりさせ、月々の予算生活の実施により家計収入の均衡を図るとともに企業の合理化を推進する。
 - (6) 全琉各地で行なわれている新生活運動の模範例、貯蓄実践の具体例、優良子ども銀行、子ども郵便局、子ども組合等を紹介し、その表彰またはその表彰に協賛する。
 - (7) 収入の一割を天引き貯蓄することを、貯蓄実践団体を通じて奨励する。
 - (8) 各市町村貯蓄推進協議会ならびに中央貯蓄増強運動推進協議会（仮称）の結成と運動の大衆動員の徹底を図る。
 - (9) 新聞、ラジオ、テレビ、雑誌等の報道機関ならびに公民館等の社会教育施設、文化団体、教化団体その他大衆と接触が広く、かつ多い向きに対して、その理解と協力をうけるため、各種資料を提供する。
 - (10) 新旧の正月を間近に控えているので諸行事の簡素化を呼びかけ、虚礼にわたる贈答品の自粛等、健全な生活習慣を樹立するよう新生活運動実践組織を母体に運動を展開する。
 - (11) 広報宣伝活動を報道機関ならびに講演会、展示会を通して実施する。
- 6 実施方策（中央の段階で行なう事項）
- (1) 貯蓄増強運動推進協議会の結成。
 - (2) 金融機関別貯蓄額の設定。
 - (3) 行政主席から各市町村長、各金融機関の長ならびに関係団体の長あて本運動への協力方を依頼する。
 - (4) 各地区別パレードの実施計画指導。
 - (5) 貯蓄の日（毎月10日）を中心に中央、地方をあげて講演会、座談会、展示会などの行事を実施するが、地方からの要請に応じて講師を派遣し、貯蓄思想の昂揚を図る。
 - (6) 貯蓄に関する世論調査の実施。
 - (7) 優良貯蓄者の表彰。
 - (8) 貯蓄モデルグループの結成。
 - (9) 貯蓄に関する座談会をテレビ、ラジオで各1回行なう。
 - (10) ポスター、チラシ、横断幕の作成配布。
 - (11) 「ちょちく」新聞の発行を2回計画する。
 - (12) 政府広報車による広報宣伝活動を実施する。
 - (13) テレビ、ラジオによるPR活動。
 - (14) 標語募集。

7 実施方策（市町村の段階で行なう事項）

各市町村で中央機関の協力組織をもとに行事計画を策定し、中央機関との密接な連絡のもとにそれぞれの地域に適した運動を展開する。

ロ. 1964年度第1回全琉貯蓄増強運動等の実施状況

金融検査部は行政主席名で1963年11月26日、金総第841号「(その一) 貯蓄増強運動の実施に伴う協力方について(依頼)」, 「(その二) 貯蓄増強運動のPR方について(依頼)」と題する文書を関係機関の長宛てに送付することにより貯蓄増強運動は開始された⁴⁵⁾。「(その一) 貯蓄増強運動の実施に伴う協力方について(依頼)」の送付先には、関係者の長に各学校長が追加されている。

上記資料10「貯蓄増強運動要綱」の「6. 実施方策」はすべて実施されているが、その主なものをみていく。

<貯蓄目標額>

貯蓄目標額の算出は、上記の貯蓄増強運動要綱の具体的な実施方策である「金融機関別貯蓄額の設定」を集計したものである。貯蓄は、金融機関への預貯金のみを指すものではないが、その貯蓄運動の計画に資するために、各金融機関に目標額を設定せしめ、その合計額をもって全琉の目標額として定めることとしたものだ⁴⁶⁾。

第1回1964年度は、各金融機関の1964年3月末の目標預金掛金残高集計額を貯蓄目標額としている。第5回1968年度までは同様の方法で目標額を算定していたが、第6回1969年度以降は特定期間の平均残高の増加額を目標額としている。各年度別の目標額と実績額は表4のとおり。第1回1964年度を除き、目標額を達成している。なお、第8回1971年度の貯蓄増強運動による純増の実績額56,540千ドルのうち62%の約35,000千ドルは個人貯蓄と

表4 貯蓄増強運動における貯蓄目標額と実績額

(単位: 千ドル)

	年度	実績額	目標額	達成率	備 考
第1回	1964	155,024	157,108	98.7%	目標額は3月末の残高として算出した。
第2回	1965	184,840	180,046	102.7	同上
第3回	1966	237,196	232,105	102.2	同上
第4回	1967	289,449	285,452	101.4	同上
第5回	1968	353,543	338,408	104.5	同上
第6回	1969	18,004	13,710	131.3	目標額は12月1日から2月末までの平均残高の純増加額として算出した。
第7回	1970	38,026	26,602	142.9	目標額は70年2月平均残高から69年11月平均残高を差引いた純増加額として算出した。
第8回	1971	56,540	47,000	120.3	

(出所) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 146頁。琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 140頁。

45) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』(資料コード R00070533B)「1963年11月26日金総第841号『貯蓄増強運動の実施に伴う協力方について(依頼)』」。

46) 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970] 145頁。例えば、1967年度(第4回)については、沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励に関する書類1967年度(昭和42)』(資料コード 0000247660)「1966年11月14日貯蓄増強運動推進協議会会長貯蓄協第32号『貯蓄目標額及び貯蓄実績の報告について(依頼)』」, 「1966年11月21日沖縄銀行沖銀総第22-77号『貯蓄目標額の報告について』」, 「1966年12月5日貯蓄増強運動推進協議会会長貯蓄協第44号『貯蓄目標額の通知について』」, 「1967年3月13日沖縄銀行沖銀総第22-188号『2月分貯蓄実績の報告について』」を参照されたい。

推定され、それは一世帯あたりでみると、157ドルがこの運動期間中に貯蓄されたこととなる⁴⁷⁾。

＜貯蓄に関する世論調査の実施とその報告書＞

貯蓄増強運動推進協議会会長は1964年1月17日、各市町村宛てに貯蓄協第2号「貯蓄に関する世論調査について（依頼）」と題する文書を送付し、貯蓄増強運動の一環として「貯蓄に関する世論調査」を行っている⁴⁸⁾。

1964年12月に「貯蓄に関する世論調査」の統計資料がまとまり、貯蓄増強運動推進協議会は「貯蓄に関する報告書」として公表している⁴⁹⁾。この調査は、第一回全琉貯蓄増強運動の一環として行われたものであり、その主たる目的は全琉一般家庭の貯蓄に対する考え方および貯蓄保有状況などを把握して貯蓄運動の資料とするために全琉各市町村の協力を得て実施した。調査の方法は、全琉各市町村の世帯数を反映するよう考慮のうえ、市町村を通じて918世帯に配布し、アンケート記入方式により、18項目について1964年1月中旬から2月上旬にかけて調査を行った。特に貯蓄の一形態として利用している非営業無尽（民間模合）については、18項目のうち2項目を割当てている。回答数は491枚、回収率は53.4%であった。

＜貯蓄増強標語の募集＞

貯蓄増強運動推進協議会は、貯蓄増強運動を実施するにあたり標語を募集することを決定した。これを受け、金融検査部長は1963年10月27日付沖縄タイムスおよび琉球新報に広告を行っている⁵⁰⁾。ちなみに両紙への広告掲載料は33ドル20セントであった。なお、各年度の貯蓄増強標語の募集で一等を受賞した作品は次のとおり。

- 1964年度第1回 この夢を貯蓄で育てる親の愛
- 1965年度第2回 つもる貯蓄にふくらむ希望
- 1966年度第3回 しあわせは愛と貯蓄のある暮らし
- 1967年度第4回 貯金あり暮らしに夢あり笑顔あり
- 1968年度第5回 島興すこの手この汗この貯蓄
- 1969年度第6回 しあわせを戸ごとに築く楽しい貯蓄
- 1970年度第7回 貯蓄して明るい復帰の基礎づくり

47) 琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971] 140頁。

48) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1964年1月17日貯蓄増強運動推進協議会会長貯蓄協第2号『貯蓄に関する世論調査について（依頼）』」。

49) 各年度の貯蓄に関する報告書は、沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄増強運動』（資料コード R00070531B）「1964年度貯蓄に関する報告書」、『貯蓄に関する報告書1965～66年度』（資料コード G00022654B），『貯蓄に関する報告書1967年度』（資料コード G00022651B），『貯蓄に関する報告書1968年度』（資料コード G00022650B），『貯蓄に関する報告書1969年度』（資料コード G00022647B），『貯蓄に関する報告書1970年度』（資料コード G00022646B），『貯蓄に関する報告書1971年度』（資料コード G00022643B）において確認することができる。

50) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1963年10月26日金融検査部決裁文書『貯蓄増強標語の募集広告及び賞金について』」。

1971年度第8回 貯蓄してみんなで豊かな県づくり

<各地区別パレードの実施>

1963年12月14日開催の貯蓄増強運動推進協議会式後に沖縄本島中南部の貯蓄増強運動パレードが中部と南部の二つのコースで盛大に実施される⁵¹⁾。中部パレードの実施状況は次のとおり⁵²⁾。

配 車：パトカーを先頭に、金融検査部、那覇商業高校バンド部（33名）、行政主席、琉球政府関係局長、金融機関、その他の関係機関の参加車両は44台。

コース：琉球政府前広場 ⇒ 国際通り ⇒ 安里 ⇒ 泊 ⇒ 大山 ⇒ 普天間
⇒ 胡屋 ⇒ コザ十字路 ⇒ 美里 ⇒ 知花 ⇒ 嘉手納 ⇒ 読谷 ⇒ 仲泊
⇒ 石川（解散）

<コザ市貯蓄増強推進協議会>

1964年度貯蓄増強運動要綱5(8)「各市町村貯蓄推進協議会ならびに中央貯蓄増強運動推進協議会（仮称）の結成と運動の大衆動員の徹底を図る」に基づき、コザ市は1963年12月8日に「コザ市貯蓄増強運動推進協議会設置要綱」を策定し、同月28日に助役を会長とするコザ市貯蓄増強運動推進協議会を発足させる。その旨をコザ市内各金融機関長、各学校長、各自治会長、議会議長、商工会議所会頭、婦人会長、青年会長、産連会長、教育委員長、教職員会長、Aサイン協議会長等62名に通知する⁵³⁾。

その後も、東風平村、屋部村、名護町をはじめとし各市町村に貯蓄増強運動推進協議会が設置されていく⁵⁴⁾。

ハ. 利子所得に対する税制上の優遇措置

那覇銀行協会会長は1964年1月21日、貯蓄増強運動をより効果的に推進するためとして、貯蓄増強推進協議会会長宛てに資料11の「預金利子所得に対する税制上の優遇措置について（陳情）」を提出し、行政府（琉球政府）および立法院に対して預金利子所得に対する税制上の優遇措置に係る立法を要請している⁵⁵⁾。陳情書が提出された1964年1月現在の本土と沖縄における利子所得の優遇措置は、表5のとおりであり、本土の方が優遇され

51) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1963年12月12日金融検査部決裁文書『貯蓄増強運動推進協議会の式順について』」。宮古島においても同日（1963年12月14日）に貯蓄増強運動全島パレードが実施されている。

52) パレードの写真が沖縄県公文書館のHPから見る事ができる。沖縄県公文書館>資料検索>写真が語る沖縄>キーワード：貯蓄増強運動。

53) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1963年12月8日『コザ市貯蓄増強運動推進協議会設置要綱』」。

54) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄増強運動』（資料コード R00070531B）「1965年3月9日東風平村貯蓄増強推進協議会設置要綱について（報告）」、『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070529B）「1966年2月23日屋部村長屋経発第277号貯蓄増強推進協議会設置について」、「1966年3月4日名護町長名経発第70号名護町貯蓄増強推進協議会設置について」。

55) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1964年1月21日那覇銀行協会会長『預金利子所得に対する税制上の優遇措置について（陳情）』」。

ていた。陳情書では、沖縄においても少額貯蓄非課税制度の創設、長期性預金の利子については非課税、短期性預金の利子については5%の源泉分離課税の優遇措置を要望している。

なお、本土と沖縄における利子所得に係る税制上の優遇措置の変遷については、別の機会に新たな章を設けて検討していくこととしたい。

資料11 預金利子所得に対する税制上の優遇措置について（陳情）

A. 本土における預金利子税に対する優遇措置（税制面）

1. 本土においては国民の健全な貯蓄を奨励する目的で昭和16（1941）年3月13日法律第64号をもって「国民貯蓄組合法」を制定し爾来昭和38（1963）年3月31日まで実施して特に戦后経済の再建とその安定成長のための貯蓄増強に大きな役割を果たしてきたが、更に昭和38（1963）年4月1日からは同法に代わるべき恒久的措置として所得税法の一部を改正して「少額貯蓄非課税制度」を創設して利子所得に対する非課税限度を50万円（1,388円）と定め、貯蓄の増強に一段と効果を挙げている。
2. また、上述の「少額貯蓄非課税制度」の他に租税特別措置法によって預金利子税に対しては一律に5%の軽減措置が講じられている。

B. 琉球における預金利子税に対する優遇措置

琉球においては1954年9月10日から租税特別措置法によって、長期性預金に対しては5%、短期性預金に対しては10%の軽減措置がなされているが、これが琉球における唯一の優遇措置である。然し、この優遇措置も1961年7月1日から1962年6月30日まで中断されたことがある。

C. 琉球の現状並びに金融経済面から預金利子税に対する現行以上の優遇措置の必要性

1. 産業経済の開発途上にある琉球の現状並びに本土の貿易・為替の自由化に対処するためにも島内資本蓄積の増強が緊要である。
2. 島内資本蓄積の増強並びに弗貨の海外流出を防止するため
 - イ. 現在為替管理がないため直接間接に弗貨が海外へ流出する傾向にあり、また琉球における利子所得に対する優遇措置が低いため本土の証券投資等へ島内資本が逃避しつつあり、金融経済面からも憂慮される。
 - ロ. 近い将来、支払いが予想される講和前補償金⁵⁶⁾並びに日米からの援助金等の支払資金を地元資金として活用するためには、地元金融機関に預貯金として吸収させることが必要である。そのためにも預貯金に対する優遇措置は現行以上に必要である。

3. 民間模合並びに闇金融を防止するため

最近民間模合並びに闇金融の横行が著しく、既に民間模合による被害者も続出しているようであり、これは正規の金融機関の預貯金に対する優遇措置が不十分でもあることにも一因しているものと思われる。金融機関の預貯金に対する優遇措置を現行以上に講ずることによりこれら民間模合並びに闇金融のバッコを防止する一助ともなり、ひいては不安定なこれら民間模合並びに闇金融から生ずる社会的悪影響を未然に防止することができるものと思われる。

56) 講和前補償金とは、終戦から対日講和条約（1952年4月28日）発効までの間に、占領軍の行為によって沖縄住民が被った財産上、人身上の損害に対する補償のこと。1958年3月に「講和発効前損失補償獲得期成会」が組織され、1960年以降毎年、同期成会の代理人である米人弁護士を通して補償法案を米国議会に提出してきた。1965年に法案が成立し、1967年度以降、2,200万ドルの範囲内で補償金が支給されることが確定した（琉球銀行調査部編「1984」1144頁）。

る。

4. 貯蓄増強運動をより効果的に推進するため

イ. 琉球の輸入貿易は毎年増大の傾向にあり、これは住民の消費性向の著増によるものと思われるが、反面貯蓄心の低下にも基因していると思われる。幸い、貯蓄増強推進協議会の発足により住民の貯蓄心高揚と啓蒙宣伝に積極的活動が展開され、着々効果をあげつつあることは御同慶に堪えません。しかしながら、この運動をより効果的に推進するためには、預貯金に対する優遇措置を現行以上に講ずることが緊要だと思われる。

ロ. 試みに本土において昭和38（1963）年全国一般家庭を対象に「貯蓄に関する世論調査」を実施した結果をみると、貯蓄をもっているという家庭が77.8%という回答が出ている。これは勿論、国民の貯蓄心の高揚にもあると思われるが、それと並行して上述したような優遇措置等による影響が大きいと思われる。琉球においては、このような調査がまだなされていないため、不明であるが、おそらく貯蓄をしている家庭は僅少であると思われる。

将来住民の貯蓄心の高揚を図るためにも利子税に対する優遇措置は現行以上に必要である。

D. 琉球において早急に講じて欲しい優遇措置

1. 少額貯蓄非課税制度の創設

一般大衆の零細資金を吸収するためには、このような制度を設けることが必要である。

2. 租税特別措置法による現行以上の軽減措置

現在長期性預金に対して5%、短期性預金に対して10%となっているが、この程度の措置では一般大衆の貯蓄意欲を盛り上げることは困難である。したがって、長期性預金に対しては免税、短期性預金に対しては5%の軽減措置を講じてもらいたい。また、同特別措置法は1964年6月30日までとなっているが、近來の経済情勢は預金増強の必要性が一段と増大しており、かつ同法の存在価値は大であるので、上記措置を講ずるとともに、同法の期限を延長してもらいたい。

表5 本土と沖縄における利子所得に対する税制上の優遇措置（1964年1月現在）

本 土	沖 縄
所得税法：少額貯蓄非課税制度（いわゆる「マル優」）により50万円まで非課税 租税特別措置法：すべての預金の利子について5%の源泉分離課税	租税特別措置法：長期性預金の利子について5%（第2条の3第1項）、短期性預金の利子については10%の源泉分離課税（第2条第1項）

那覇銀行協会から上記資料11の陳情書を受理した貯蓄増強運動推進協議会会長は1964年2月18日、行政主席および米琉合同税制協議会会長宛てに貯蓄協第3号「預金利子所得に対する税制上の優遇措置について」と題する文書と那覇銀行協会からの陳情書（写し）を送付し、「最近の金融逼迫ならびに経済情勢の推移に鑑み、早急に適当な立法措置を講ずる必要があるので、しかるべき措置を講じるよう」にとの審議依頼を行なう⁵⁷⁾。

当時、米国民政府が地元各界の反対を押し切ってアメリカン・エクスプレス銀行とバンク・オブ・アメリカの二つの外国銀行の外資導入免許証を修正して、市中金融機関と同一の営業免許を相前後して交付したところである。その見返りとして、上述のとおり、那覇銀

57) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励関係』（資料コード R00070533B）「1964年2月18日金融検査部決裁文書『預金利子所得に対する税制上の優遇措置について』」。

行協会と金融検査部が行政主席および米琉合同税制協議会会長宛てに預金利子所得に対する税制上の優遇措置を要望したものであった。しかし、結局何等具体化されることはなかった⁵⁸⁾。

(6) 琉球政府1965年度第2回貯蓄増強運動以降の各年度の貯蓄増強運動要綱

琉球政府主催の1965年度第2回貯蓄増強運動以降の各年度の貯蓄増強運動要綱の全文を紹介したいが、紙面の都合上、「運動の趣旨」および「運動の重点」の要旨のみを掲載することにする。運動の実施事項および実施方針には、大きな変更がないことから省略した。運動の趣旨は、そのときの経済や産業の状況をよく表しており、それを反映した運動の重点が定められている。

<1965年度第2回全琉貯蓄増強運動要綱：1964年12月1日～1965年2月28日>

運動の趣旨

- ① 貿易為替の自由化に伴い、砂糖・パイン等の主産業は国際競争の前にさらされ、琉球経済は一層きびしい試練に立たされている。
- ② 政府はこれに対処するため、主産業が世界市場で競争できるようあらゆる施策を講ずるとともに企業の合理化、設備の近代化を推進するに必要な資金を確保しなければならない。それには資本の蓄積が緊急の要務である。

運動の重点

- ① 住民に対して、a. 企業の合理化、生産性の向上を推進する資本蓄積の必要性、b. 資本蓄積のためにとられた税制上の優遇措置、c. 危険性の高い民間模合の現状を周知する。
- ② 企業に対して、自己資本の充実と労使協調による生産性の向上を要請する。

<1966年度第3回全琉貯蓄増強運動要綱：1965年12月1日～1966年2月28日>

運動の趣旨

- ① 基地収入、外資導入等に対する依存度が高く、経済基盤が脆弱な沖縄経済の現状においては、一層の資本の蓄積、住民貯蓄の増強が緊要である。
- ② 開放経済に対処するため、より一層の企業の合理化、計画的家計の運用による消費生活の合理化によって貯蓄を増強し、自主自立経済を確保する。

運動の重点

- ① 住民生活の質的向上と健全な経済の発展は、資本の蓄積とくに住民個々の貯蓄の増強であることを強調し、貯蓄思想の高揚を図る。
- ② 生活の設計ならびに計画的な貯蓄の必要性を強調するとともに、あわせて家計簿の記帳、生活の無駄を排除し、貯蓄を奨励する。
- ③ 貯蓄実践グループならびに市町村に貯蓄推進にあたる協議会の組織化を推進し、その育成強化を図る。

58) 琉球銀行調査部編 [1985] 207頁。

<1967年度第4回全琉貯蓄増強運動要綱：1966年12月1日～1967年2月28日>

第4回全琉貯蓄増強運動から主催者が琉球政府と金融機関貯蓄推進協議会となる。

運動の趣旨

- ① 対外収支の改善には、企業面の生産原価の引き下げ、品質の改良、資本の充実等によって輸出の増大を図るとともに、島内資源の開発と活用によって輸入を抑制し、諸企業を育成する必要がある。このためには、供給資金に乏しい現状において貯蓄の増強、資本蓄積の増進は重要かつ緊急の要務である。
- ② 自発的でかつ計画的な家計を通じて貯蓄を奨励し、住民生活の向上と経済の安定的成長を図る。

運動の重点

- ① 家計の計画化による貯蓄の実践を一般住民、とくに家計を預かる婦人層に対し地方公共団体、関係方面の協力のもと座談会を通じて強調する。
- ② 地方における推進団体の指導育成に一層力を入れるとともに、中央においても民間組織の推進母体となる組織化に努める。

<1968年度第5回全琉貯蓄増強運動要綱：1967年12月1日～1968年2月29日>**運動の趣旨**

- ① 復帰に備え自立経済体制を確立するため、経済構造の近代化や産業基盤の強化、企業の体質改善等が強く求められる。これらを達成するため、積極的に資金の供給を行なう必要があり、貯蓄の増強、資本蓄積の促進は重要かつ緊急の要務である。
- ② 1966年後半より金融は逼迫基調で推移し、旺盛な資金需要に対し、供給資金が極度に乏しく、資金事情の悪化は長期化の様相を呈しており、その好転を図るためには貯蓄の増強が強く要請される。

運動の重点

- ① ラジオ、テレビ、新聞その他の方法による広報宣伝活動を積極的に行ない金融経済の状況および貯蓄の意義を住民各層に広く訴える。
- ② 金融機関においては、営業店毎にその地域の実情にマッチした貯蓄増強方策を樹立し、零細な大衆資金の吸収に一段と力を入れ貯蓄金の大量化に努める。

<1969年度第6回全琉貯蓄増強運動要綱：1968年12月1日～1969年2月28日>**運動の趣旨**

- ① 全産業の純生産に対して第1次産業および第2次産業の合計が占める割合は約30%に過ぎないが、基本的生産設備の建設のほかに、企業自体の施設および設備の近代化、第1次副産物の製品化、改良品種の選定と適正管理等により生産性を高める余地が残されている。これからこれらの産業からの資金需要が更に大きくなる。
- ② 将来軍事基地が撤去または大幅に縮小された場合、第3次産業の純生産は大きく落ち込むことになる。これに代替するものが観光事業であるが、この事業は端緒についたばかりで今後多額の資金を要する。

運動の重点

① 貯蓄の経済的面からの効用と個人生活の面からの利点をより深く知ってもらうために、地域住民との座談会を開き、またテレビ等による普及宣伝活動に努める。

② 貯蓄実践グループの結成および育成について助言指導をする。

<1970年度第7回全琉貯蓄増強運動要綱：1969年12月1日～1970年2月28日>

第7回から運動の名称が「全琉貯蓄増強運動」から「県民貯蓄増強運動」へと変更されている。

運動の趣旨

① 沖縄は、戦後20数年も施政権が分離されているため、多くの面において本土との格差が生じており、本土復帰を間近に控え、その格差是正は焦眉の急務である。格差是正の裏付けとなるのは何といても経済力であり、また経済力の向上、強化を図るには資金が不可欠の要件である。

② 1972年復帰が確実視される今こそ、われわれは、一段と貯蓄運動を強化し、個人の経済力を強めることにより、県経済の強化を固める時期である。

運動の重点

① 貯蓄の経済的面からの効用と個人生活の面からの利点をより深く知ってもらうために、地域住民との座談会を開き、またテレビ等による普及宣伝活動に努める。

② こども銀行、生活改善グループ等の貯蓄実践グループの指導育成と強化を図る。

なお、琉球政府では、1969年11月28日告示第557号「県民貯蓄の日の設定について」において、広く県民に合理的な生活設計の確立を促し、貯蓄思想の高揚を図り、もって明るい豊かな県民生活の確保に資するため、運動初日の12月1日を「県民貯蓄の日」として定め、より強力的に貯蓄増強運動を展開していくことになった⁵⁹⁾。

<1971年度第8回県民貯蓄増強運動要綱：1970年12月1日～1971年2月28日>

運動の趣旨

① 沖縄は戦後施政権が本土から分離されて25年となるが、その間にいろいろの面で本土に立ち遅れ、その格差是正が叫ばれてきた。それは教育、文化の面もさることながら何といても経済力の格差を是正することが肝要である。

運動の重点

① 貯蓄運動は、県民生活の安定と向上を図るための施策であって、単なる勤儉貯蓄思想の普及でもなければ消費的運動でもなく、生活の場において貯蓄しようとする県民の自発的意欲を盛り立てる運動でなければならない。

② このため、社会教育、生活改善関係など政府機関や新生活運動、各婦人団体等民間団体と提携して幅広い運動を展開していかなければならない。

59) 沖縄県公文書館所蔵資料『貯蓄奨励に関する書類1970年度（昭和45）』（資料コード0000247666）「1969年11月17日金融検査庁決裁文書『第7回貯蓄運動の初日（12月1日）を「県民貯蓄の日」とすることについて（伺）』」。

引用・参考文献

- 大蔵省財政史室編 [1982]『昭和財政史 終戦から講和まで 第18巻（資料2）』東洋経済新報社。
- 大蔵省銀行局 [1952]『第1回銀行局金融年報－昭和27年版－』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局 [1953]『第2回銀行局金融年報－昭和28年版－』金融財政事情研究会。
- 大蔵省銀行局 [1963]『第12回銀行局金融年報－昭和38年版－』金融財政事情研究会。
- 砂川恵伸，安次富哲雄，新垣進 [1975]「土地法制の変遷」宮里政玄編『戦後沖縄の政治と法』東京大学出版会469頁～561頁。
- 戦後沖縄税務行政史編集委員会 [1982]『戦後沖縄税務行政史』沖縄国税事務所。
- 富原守保 [1964]「金融の裏窓15年－富原守保回顧録－」経済評論社。
- 八一会（元金融検査庁職員の会）編 [1992]『琉球政府金融検査庁－回顧録－』八一会事務局。
- 宮里政玄 [1966]『アメリカの沖縄統治』岩波書店。
- 琉球銀行調査部編 [1984]『戦後沖縄経済史』琉球銀行。
- 琉球銀行調査部編 [1985]『琉球銀行三十五年史』琉球銀行。
- 琉球政府貯蓄増強運動推進協議会 [1970]『1970年度貯蓄に関する報告書』貯蓄増強運動推進協議会事務局金融検査庁総務課。
- 琉球政府通商産業局金融検査庁銀行課編 [1970]『金融年報（創刊号）』琉球政府。
- 琉球政府通商産業局金融検査庁総務課編 [1971]『金融年報－昭和46年第2号』琉球政府。